

名古屋市職員の倫理の保持に関する条例及び名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第19号

名古屋市職員の倫理の保持に関する条例及び名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例

(名古屋市職員の倫理の保持に関する条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市職員の倫理の保持に関する条例（平成16年名古屋市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「、固定資産評価員」を削る。

(名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部改正)

第 2 条 名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成26年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、固定資産評価員」を削る。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。